

様式第4号

平成19年度 第2回
桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	平成19年12月13日(木)
開催場所	桐生市役所 特別会議室
出席委員	<p>委員長 白田佳充(弁護士)</p> <p>委員長代理 辻幸和(大学教授)</p> <p>委員 市川孝江(税理士)</p>
市側出席者	<p>総務部長、市民部長、建設部長、都市計画部長、水道局長、新里支所長 他20名</p>
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告</p> <p>今回の抽出当番委員である市川委員から次のとおり抽出結果の報告が行われた。</p> <p>(抽出結果報告)</p> <p>(1)平成19年度上半期に発注した工事224件、測量・コンサルタント等の委託21件の中から8件を抽出し、審議の優先順位を付した。</p> <p>(2)今回の抽出は、担当課のバランスを考慮する中で8件の抽出を行ってみた。</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. 次回の定例会議の抽出当番委員について</p> <p>辻委員長代理が抽出することとなった。</p> <p>4. その他</p> <p>(1)次回会議は、平成20年5月か6月ごろに開催することを目途とし、今後事務局で調整することとなった。</p> <p>(2)苦情処理要領について、事務局から説明を行いた承された。</p>

審議概要	委員からの意見・質問	市側の回答
	<p><抽出案件> 1. 脱水機修繕 (入札方式:指名競争入札、発注担当課:境野水処理センター、契約金額:42,000,000円)</p> <p><委員> 入札結果では、7社中で2社が辞退しているが辞退理由はわかるか。</p> <p><委員> 指名されて辞退するというのは、あまり聞かないが、辞退した場合にペナルティはないか。よほどのことがないと辞退はしないと思うが。</p> <p><委員> 辞退は、簡単に許すべきではないと思う。どんな状況で技術者の確保が困難なのか。</p> <p><委員> 設置して25年以上経つ古い脱水機だと、部品を用意するのが難しいのではないか。</p> <p><委員> 契約の翌日から工期になっているが、請負業者が決まるとすぐに工事にとりかかるのか。</p> <p>2. 桐生市清掃センター焼却炉耐火物等修繕 (入札方式:1社随意契約、発注担当課:清掃センター、契約金額:58,800,000円)</p>	<p><事務局説明> 2社とも技術者の確保が困難とのことである。同時期に他の工事をやっているためと思われる。</p> <p><事務局説明> 辞退した場合でのペナルティはない。</p> <p><事務局説明> そこまでは聞いていない。専門的な特殊工事なので、辞退されるのは困るという点もあり、指名競争入札ではなく一般競争入札ができるかどうか検討している。</p> <p><事務局説明> ものによっては、金型からつくっている部品もある。</p> <p><事務局> 工事現場で、まず、設計書を見ながら調査を行う。その後、施工図や工事の工程表をつくり、工程表にあわせて部品を準備し集中的に工事をする事となる。</p>

	<p><委員> プラントの設備は1社随意契約にしなければならないか。</p> <p><委員> 1社随意契約は落札率が高いと感じているがどうか。</p> <p><委員> 入札結果では、3回まで見積りを出させているが、何故か。</p> <p><委員> 1回目の見積りが6000万円で、3回目の見積りが5600万円となっているが、単なる値引きか、修繕の内容を変えたために金額を変えたのかわかりにくい。</p> <p><委員> 1社随意契約では、何回も見積りを出させて、少しずつ値引きさせることとなる。何か工夫が必要だと思うが。</p> <p><委員> 競争性を出すためには、本当は別の会社があればいいのだが。修繕できる会社は、本当に1社しかないのか。</p>	<p><事務局> 点検整備については、メーカーを含めて競争入札を行った。その業者に点検整備にあわせて今回、修繕を依頼することである。プラント設備の修繕については今後見直しを行う中で、メーカー以外でも修理可能なものについては、分離発注による競争入札を考えていきたい。</p> <p><事務局> 業者の見積りを参考に、市で設計価格を出しているが、県の積算基準等をもとに予定価格を算出しているため、落札率については、何ともいえない。</p> <p><事務局> 1社随意契約では予定価格を公表していないため、予定価格以下の見積りが3回目に出されたということである。</p> <p><事務局> 修繕内容に変わりはない。値引きについては、どんな部分を安くして値引きしたかまではわからない。</p> <p><事務局> 3回目で予定価格以下にならないようであれば「入札不調」という扱いをする。 また、値引きしたからといって、手抜きをさせることはない。</p> <p><事務局> 仕様に見合った性能を出せるようなプラントをつくるという性能発注工事では、メーカーがプラントを開発したため、メーカー側が独自の技術を持っている、また、事故や不具合など、何かあった場合に</p>
--	--	--

	<p>3. 防火水槽新設工事 (入札方式:指名競争入札、発注担当課:土木課、契約金額:4,494,000円)</p> <p><委員> 業者ランクが土木のB等級から5社を選んだとは、どういう意味か。</p> <p><委員> 入札参加者は、新里・黒保根地区の業者だけのようだが、何故、旧市内の業者は参加できないのか。</p> <p>4. 特定環境保全公共下水道事業 下水道管渠築造工事(19—1工区) (入札方式:条件付き一般競争入札、発注担当課:地域整備課、契約金額:14,700,000円)</p> <p><委員> 設計変更の中で、交通誘導員を14人増員したというのは、延べで の人数か。</p> <p><委員> 一般競争入札で4社しか参加していない状況では、参加業者が少な過ぎると思う。</p> <p><委員> 工事現場が近いということから、新里地区の業者が参加したという</p>	<p>は、メーカーとしての責任問題もある。</p> <p><事務局> 業者選定基準があり、この基準にしたがって5社選んだということである。</p> <p><事務局> 3年前に合併したときに、業者選定について急激な変化を避けるため、新里・黒保根地区については、それぞれの地区の業者を選定するとともに、選定要綱に基づく業者数となるように両地区内で調整することとした。将来的には、桐生市という一つの枠の中で選定していく必要があるものと考えている。</p> <p><事務局> 延べ人数である。</p> <p><事務局> 参加対象となるAランク業者は12社あるが、応募は4社しかなかった。</p> <p><事務局> 参加者が1社の場合には中止にするというような公告をしていなければ1社でも</p>
--	--	--

	<p>ことか。仮に、1社しか参加しなかった場合はどうなるのか。</p> <p><委員></p> <p>入札結果なので何とも言えないが、入札金額が予定価格に近いのは、業者の競争意欲が少し足りない感じがする。</p> <p>5. (仮称)中通り大橋桁製作工事 (入札方式:条件付き一般競争入札、発注担当課:都市整備課、契約金額:289,359,000円)</p> <p><委員></p> <p>参加者全社が最低制限価格で応札しているが、予定価格が適正でなかったということはないか。</p> <p><委員></p> <p>それにしても、全社最低制限価格というのはどう考えるか。</p> <p><委員></p> <p>予定価格の67パーセントという最低制限価格での入札では、ほとんど利益がでないのではないか。</p> <p><委員></p> <p>安い材料を使われる心配はないか。この工事では、鋼材がそのまま</p>	<p>入札は有効となる。</p> <p><事務局></p> <p>予定価格のもととなる工事費の設計価格の積算は、国土交通省の算定資料をもとに、県が積算基準を作成し、それを各市町村が利用しているので、適正でないということはない。工事内容は、工場で橋桁をつくることなので、工場内の従業員を遊ばせないためなどの理由があるものと考えられる。</p> <p><事務局></p> <p>最低制限価格は事前公表しているので、業者に受注意欲が強ければこうした状況も生まれる。公告に基づく今回の工事の対象企業は32社あったが、申込は8社であった。</p> <p><事務局></p> <p>鉄鋼関係の業界は再編が進んでおり、競争が激しい。材料は親会社との関係から安く調達できる。実績を残したいという理由もあるのではないかと考えている。</p> <p><事務局></p> <p>工場検査等、しっかり作業状態を検査する考えでいる。処理方法については、</p>
--	--	---

<p>露出した形となるが、錆(サビ)を安定させる処理は、処理のレベルによって金額が大きく違う。レベルの高い処理であれば、補修がほとんど必要なくなるので、調査をしておいて欲しい。</p> <p>6. 桐生市立広沢小学校耐震診断業務委託 (入札方式:1社随意契約、発注担当課:建築住宅課、契約金額:11,340,000円)</p> <p><委員> 地方自治法施行令に基づく随意契約と言うが、市内業者育成を理由として随意契約をすることが本当にいいのかどうか、今後の問題であると思う。耐震診断業務をいつまでも随意契約で行うことについてどう考えているか。</p> <p><委員> 落札率が高いと思うがどうか。</p> <p><委員> どうして競争入札に適していないのか。</p> <p>7. 下水道管渠実施設計業務委託 (入札方式:指名競争入札、発注担当課:下水道課、契約金額:6,016,500円)</p> <p><委員> 最低制限価格での落札となって</p>	<p>今後、調査したい。</p> <p><事務局> 事案の説明書にも書いたが、現状、市内業者だけでは耐震診断が行えない。建築士事務所協会を利用することにより、市内業者に耐震診断の実績を積ませることができる。今回の委託では、市内業者が1社参加している。</p> <p><事務局> 設計価格について、公益法人を対象にした場合には80パーセントにするというような決まりはあるが、落札率については何とも言えない。</p> <p><事務局> 市としては、市内業者育成の視点から建築士事務所協会と契約を行ったということである。</p> <p><事務局> 工事では、現場精査等による契約変更</p>
--	--

	<p>いるが、今後、契約変更により請負金額を変更するようなことはないか。</p> <p><委員></p> <p>最低制限価格での落札となっているが、この業界も競争が激しいということか。</p> <p>8. 配水管改良工事 (入札方式:指名競争入札、発注担当課:水道局工務課、契約金額:8,872,500円)</p> <p><委員></p> <p>工事全体を4箇所に分けて発注しているとのことだが、各工区の指名業者の選定はどうなっているか。</p> <p><委員></p> <p>各工区での落札率の状況は、どうなっているか。</p> <p><委員></p> <p>給水切替の契約変更は、何故行なったのか。</p>	<p>が起こる場合があるが、設計委託の場合には、机上での仕事となるので、契約変更はない。</p> <p><事務局></p> <p>県内各市町村の予算が減っている状況から考えると、設計業務委託での競争は激しいものと考えられる。こうした委託については、完成品の検査検収をすることで、不良品への対応が十分できる。このため、最低制限価格を設定する必要性について、内部的に現在、検討している。</p> <p><事務局></p> <p>Bランク業者を対象に、指名回数を考慮して選定している。</p> <p><事務局></p> <p>落札率の低い工区では92.63パーセント、高い工区では97.13パーセント、平均では95パーセント前後である。</p> <p><事務局></p> <p>現場でのメーター器が給水管25ミリ用のものであったので、25ミリで給水切替を計画したが、実際に管を取り出すため掘ってみたら40ミリの配水管だった。古い配水管なので、図面がなかったため、このくらいの距離であれば25ミリで間違いないものと考えていた。</p>
--	---	---

以上